

吾妻鏡 卷第十八

建仁三年（癸亥）

九月大

十五日庚辰、霽、幕下大將軍二男の若君（字千幡君^{あはな}）、関東の長となり、去んぬる七日、従五位下の位記ならびに征夷大將軍の宣旨を下さる。その状、今日鎌倉に到着すと云々。

十七日壬午、掃部頭入道寂忍註し申して云く、叡山堂衆と学生との確執、合戦に及ぶ。その起こりと謂うは、去んぬる五月のころ、西塔釈迦堂衆と学生と合和せず。惣堂衆始めて各別の温室^{うんじゅう}を興す。八月一日、学生城郭を大納言岡ならびに南谷走井坊に構え、堂衆を追却す。同六日、堂衆ニヶ庄官等の勇士を引率し、山に登り上件の城郭に攻戦す。西方傷死の者あげて計つべからず。しかるに院宣を下さるるにより、堂衆は同七日城を棄てて退散す。学生は同十九日城を出で下洛しおわんぬ、今においては静謐の由を存するのところ、同廿八日また蜂起す。本院の学生同心し、靈山・長樂寺・祇園等に群居して、重ねて濫行に及ばんと欲すと云々。

十九日甲申、晴、故比企判官能員の残党中野五郎義成已下の事、なおもつてその沙汰あり。所領等を収公せらると云々。

廿一日丙戌、晴、遠州・大官令等沙汰を経られ、入道前將軍鎌倉中に坐せしめ給つべからざるの由、これを定め申さると云々。

廿九日甲午、霽、左金吾禅室（前將軍）、伊豆国修禅寺に下向せしめ給つ。巳の刻進発し給う。先陣の随兵百騎、次いで女騎十五騎、次いで御輿三帳、次いで小舎人童一人（征箭^{そや}を負う。騎馬）、後陣の随兵二百余騎なり。

十月小

三日戊戌、武蔵守朝雅、京都警固のため上洛す。西国に所領あるの輩、伴党として在京せしむべきの旨、御書を廻らさると云々。

八日癸卯、天霽る。風静かなり。今日、將軍家（年十二）御元服なり。戌の刻、遠州の名越亭においてその儀あり。前大膳大夫広元朝臣・小山左衛門尉朝政・安達九郎左衛門尉景盛・和田左衛門尉義盛・中条右衛門尉家長已下の御家人等百余輩、侍の座に着す。江間四郎主・左近大夫将監親広、雑具を持参す。時刻出御。理髪遠州、加冠前武蔵守義信。次い

で休所に渡御するの後、御前の物を進^{たてま}ず。江間・親広陪膳たり。役送、結城七郎朝光・和田兵衛尉常盛・同三郎重茂・東太郎重胤・波多野次郎経朝・桜井次郎光高等なり（おのこの近習の小官の中、父母見存の輩を撰ばれ、これを召すと云々）。次いで鎧・御劔^{たち}・御馬を奉る。佐々木左衛門尉広綱・千葉平次兵衛尉常秀以下これを役す。

九日甲辰、快霽、今日將軍家政所始なり。午の刻、別当遠州・広元朝臣以下の家司^{けいし}（おのの布衣^{ほい}）等政所に着す。民部丞行光、吉書を書く。令^し函書允清定返抄をなす。遠州、吉書を御前に持参し給う。出御の儀なし。簾中においてことさらに以ってこれを覽る。遠州、本所に帰着するの^ち後、椀飯^{わんいひ}盃酒の儀あり。その後始めて甲冑を着す。また乗馬し給う。遠州これを扶持し奉らる。小山左衛門尉朝政・足立左衛門尉遠元等、甲冑^{ほろ}・母廬^{ぼろ}等を着す。次第の故実、執権悉くこれを授け奉ると云々。晚に及び御弓始あり。北条五郎奉行たり。函書允清定、矢^や負^かを注す。和田左衛門尉義盛的を献すと云々。

射手、

一番、

和田左衛門尉義盛 海野小太郎幸氏

二番、

榛谷四郎重朝 望月三郎重隆

三番、

愛甲三郎季澄 市河五郎行重

四番、

工藤小次郎行光 藤沢四郎清親

五番、

小山七郎朝光 和田平太胤長

十日乙巳、昨日御弓始の射手十人、北面の竹の御壺に召さる。ことさらに禄を賜わる。或いは野剣一腰、或いは腹巻一領と云々。東太郎・和田兵衛尉・足立八郎等これを伝つ。

十三日戊申、法華堂において、故大將軍の御追善を修せらる。導師真智坊法橋。將軍家御参堂あり。源大夫將監親広布施を取ると云々。

十四日己酉、鶴岳ならびに二所・三島・日光・宇都宮・鷲宮・野木宮以下の諸社に神馬を奉らる。これ世上無為の御報賽と云々。

十九日甲寅、佐々木左衛門尉定綱・中条右衛門尉家長、使節として上洛す。これ將軍御代始なり。京畿の御家人等、殊に忠貞^{ちゅうしん}を挿^さみ、ふたごころを存すべからざるの由これを相触る。かつがつ起請文を召し進らすべきの趣、武威守朝雅ならびに掃部頭入道寂忍等の許に

仰せ遣わさるるところなり。兩人去んぬる九日出門すと云々。

廿五日庚申、將軍家、莊嚴房行勇を招請し、法華經を伝受せしめたまう。近習の男女同じくこの儀に及ぶと云々。

廿六日辛酉、京都の飛脚参着す。申して云く、去んぬる十日、叡岳の堂衆等八王子山をもつて城郭となし群居するの間、同十五日官軍を差し遣わし、これを攻めらるるにより、堂衆等退散すと云々。葛西四郎重元・豊島太郎朝経・佐々木太郎重綱以下の官軍三百人、悪徒のため討ち取られおわんぬ。伊佐太郎・熊谷三郎等先登に進むと云々。同十九日、五畿七道に仰せ、梟党等（うしやうたう）を召し進むべきの由宣下すと云々。その間悲しむべき事あり。佐々木中務丞経高・同三郎兵衛尉盛綱、勅定をつけたまわるにより、山門に発向せんと欲するのところ、同四郎左衛門尉高綱入道（黒衣・檜笠を着す）高野より来り、舎兄等に謁す。しかるに高綱入道の子息左衛門太郎重綱、伯父経高に属き出立するの間、入道、子の行粧を見るべきの由を申す。重綱、甲冑を着し父の前に来る。父暫くこれを見、敢えて瞬くことあたわず。また詞を出さず。その後重綱休所に退去す。その際経高・盛綱等重綱に感じて云く、今度の合戦、芸を彰（あきいか）にして名を挙げ、勲功の賞に預かることその疑なしと云々。高綱入道これを聞きて云く、勇士の戦場に赴くは、兵具をもつて先となす。甲冑は軽薄、弓箭は短小なり。これ尤も故実たり。なかんづく山上坂本辺りの如きは、歩立ちの合戦の時、この式を守るべし。しかるに重綱の甲冑ははなはだ重く、弓箭は大にして、主に相応しからざるの間、更に死を免るべからずと云々、果してその旨に違わず。しかのみならず彼の時兵法の才学を吐く。盛綱等これを聞き、件の詞を意端に挿み、合戦を致すのところ、一事にしてこれに符合せざるはなしと云々。

廿七日壬戌、武蔵国の諸家の輩、遠州に対し、ふたところを存すべからざるの旨、殊にこれを仰せ含めらる。左衛門尉義盛奉行たりと云々。

十一月大

三日丁卯、晴、將軍家御慶賀の後、始めて神馬を石清水八幡宮に奉り給つ。和田兵衛尉常盛（布衣を着す）御使たり。

六日庚午、左金吾禅室、伊豆国より御書を尼御台所ならびに將軍家に進らせらる。これ深山幽棲、今更徒然を忍び難し。日来召し仕うところの近習の輩参入を免されんと欲す。また安達右衛門尉景盛においては、これを申し請い、勸発を加うべきの旨これを載せらる。よつてその沙汰あり。御所望の条々かたがた然るべからず。その上御書を通わせらるる事、向後停止せらるべきの趣、今日三浦兵衛尉義村をもつて御使として、これを申し送らる。

云々。

七日辛未、入道左金吾の近習の輩中野五郎以下遠流に処せらるべきの由、その定めありと云々。

九日癸酉、將軍家、前大膳大夫広元朝臣の家に入御す。尼御台所同じく渡御す。

十日甲戌、三浦兵衛尉義村、豆州より帰参す。彼の御閑居の躰、つぶさにこれを申す。尼御台所、頗る御悲歎と云々。

十五日己卯、鎌倉中の寺社の奉行の事、更にこれを定めらる。仲業・清定、執筆としてこれを記す。

鶴岳八幡宮

江間四郎 和田左衛門尉 清図書允

勝長寿院

前大膳大夫 小山左衛門尉 宗掃部允

永福寺

畠山次郎 三浦兵衛尉 善進士

阿弥陀堂

北条五郎 大和前司 足立左衛門尉

薬師堂

源左近大夫将監 千葉兵衛尉 藤民部丞

右大将家法華堂

安達右衛門尉 結城七郎 中条右衛門尉

十九日壬午、関東御分国ならびに相模・伊豆の国々の百姓に仰せ、当年乃貢の員数を減らさる。將軍の御代始として、民戸を休んぜらるべき善政なりと云々。

廿三日丙戌、將軍家、馬場殿において、小笠懸を射らしめ給う。小山左衛門尉・和田左衛門尉等これを扶持し奉る。おのおの御馬を賜る。遠州の御沙汰なり。

十二月大

一日乙未、晴、將軍家の御願として、鶴岳上下宮において、法華八講を行わる。講師安樂坊なり。右京進仲業、奉行として廟庭に候す。尼御台所（御輿）密々廻廊に参らしめ給う。三日丁酉、晴、尼御台所の御計として、鶴岳別当阿闍梨（尊暁）に仰せ、宮寺中の塔婆の営作を停止せらる。この塔建立の始め、火災あり。当宮以下鎌倉中数町焼亡す。その後再興のため、その地を曳かるるところ、幾日数を経ず、金吾將軍御病惱。よって不吉の由、

その沙汰ありと云々。

十三日丁未、武蔵国染殿別当職の事、故幕下將軍の御計に任せ、上野局をもってその職となすと云々。

十四日戊申、將軍家、永福寺以下の御堂に参り給つ。御礼らいぎつの儀あり。御輿ごいなり。北条五郎・源大夫將監・大和前司・結城七郎・長沼五郎・安達右衛門尉・三浦兵衛尉・足立左衛門尉・千葉兵衛尉・佐々木左衛門尉・和田新兵衛尉等これに供奉くぶす。

十五日己酉、尼御台所の御計として、諸国地頭分の狩獵を止めらる。清図書允清定これを奉行す。

十八日壬子、諸人訴論の是非、文書を進覽するの後、三ヶ日に至りて、下知を加えざれば、奉行人を緩怠の過に処せらるべきの由、その法を儲くと云々。

廿二日丙辰、嘗中の雑事、北条五郎奉行せしむべきの由、仰せ付けらると云々。

廿五日己未、夜討人、伊勢国の守護に乱入す。その張本進士行綱たるの由、義盛これを申す。